

# 建築物、工作物又は船舶※<sup>1</sup>の解体等の作業※<sup>2</sup>を行う事業者の皆様へ ～石綿障害予防規則が改正されました～ (令和2年10月1日等から順次施行)

神奈川県労働局健康課

※<sup>1</sup> 船舶は、鋼製のものに限りませ

※<sup>2</sup> 「解体等の作業」とは、解体または改修の作業で、封じ込め、囲い込みを含みます。

## 1 適切な事前調査の実施

### (1) 事前調査の方法（令和3年4月1日施行）

解体等対象建築物について、あらかじめ**全ての材料**について、設計図書等の**文書を確認する方法及び目視による確認**を行うことが義務化されました。

- ※<sup>1</sup> 事前調査で石綿等の使用の有無が明らかとならなかったときは、分析調査が必要となります。ただし、石綿等が使用されているとみなして法令に規定する措置を講ずるときは分析調査を省略できます（これまで吹付材についてはみなし適用が認められていませんでしたが、**吹付材についてもみなし適用が認められることになりました**）。
- ※<sup>2</sup> 構造上目視による確認が困難な材料は、目視による確認が可能となったときに事前調査を行うことが必要です。
- ※<sup>3</sup> 目視による調査とは、**単に目で見ても判断することではなく、現地で部材の製品情報などを確認すること**を言います。

### 例外

- ・過去に事前調査に相当する調査が行われている場合
- ・船舶リサイクル法に基づき船舶に使用されている材料について有害物質一覧表確認証書の交付を受けている場合
- ・建築物、工作物、船舶（日本国内で製造されたものに限る）の製造工事の着手日または輸入日が平成18年9月1日以降である解体等対象建築物（一部のガスケット、グランドパッキンを除く）

については所定の文書を確認することにより目視による調査を省略できます。

## (2) 事前調査を行うものの要件（令和5年10月1日施行）

事前調査は、

- ・ 特定建築物石綿含有建材調査者
- ・ 一般建築物石綿含有建材調査者
- ・ 令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録されたもの
- ・ 一戸建て等建築物石綿含有建材調査者（一戸建て住宅、共同住宅の住戸の内部に限る）

に行わせることが必要です。

## (3) 事前調査を省略できる場合

以下の作業のみを行う場合は、事前調査を省略できます。

- ・ 除去等を行う材料が、木材、金属、石、ガラス等のみで構成されているもの、畳、電球等の石綿等が含まれていないことが明らかなものであって、手作業や電動ドライバー等の電動工具により容易に取り外すことが可能、またはボルト、ナット等の固定具を取り外すことで除去又は取り外しができる等、当該材料の除去を行う時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業
- ・ 釘を打って固定する、または刺さっている釘を抜く等、材料に、石綿が飛散するおそれがほとんどないと考えられるきわめて軽微な損傷しか及ぼさない作業（電動工具を用いて、石綿等が使用されている可能性がある壁面等に穴をあける作業は、事前調査を行う必要があります）
- ・ 既存の塗装の上に新たに塗装を行う等、既存の材料の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業
- ・ 国土交通省、経済産業省、農林水産省、防衛装備庁から用途や仕様の確認、調査結果から石綿が使用されていないことが確認された工作物、船舶の解体、回収の作業

## (4) 記録の作成、保存、掲示等（令和3年4月1日施行）

- ・ 事前調査、分析調査を行った事業者は、事前調査等の結果を作成し、3年間保管しなければなりません。
- ・ 解体等の作業を行う作業場には、調査終了日、事前調査の方法（分析評価を行った場合はその旨）、石綿等の使用の有無（石綿が使用されているとみなした場合はその旨、石綿等が使用されていないと判断した場合は、その根拠）を作業者が見やすい場所に掲示しなければなりません。

## (5) 事前調査結果の報告（令和4年4月1日施行）

次のいずれかの工事を行おうとするときは、石綿含有の有無にかかわらず、原則として電子データにより、所轄労働基準監督署長に報告する必要があります。

- ・ 解体部分の床面積が80㎡以上の建築物の解体工事
- ・ 請負金額が100万円以上の建築物の改修工事
- ・ 請負金額が100万円以上の特定の工作物の解体または改修工事

## 2 建設工事計画届の提出範囲の拡大

(令和3年4月1日施行)

現行の建設工事等計画届の対象工事は、

- ・耐火建築物又は準耐火建築物に吹き付けられた石綿の除去工事のみでした。

法改正により、従来の対象に加え、

- ・吹き付け石綿の除去、封じ込め、囲い込み（仕上げ用塗材を除く）
- ・建築物、工作物、船舶に張り付けられた保温材、耐火被覆材等の除去、封じ込め、囲い込み等（石綿等の粉じんを著しく飛散するものに限る）などの、いわゆるレベル2相当の工事も、建設工事等計画届の対象となりました。

※ 建設工事等計画届が提出できる業種は建設業又は土石採取業に限られるため、これら以外の業種の事業者が工事を行う場合には、従来通り建築物解体等作業届を提出する必要があります。

## 3 石綿含有成形品等の除去等の施工方法

(令和2年10月1日施行)

- ・石綿含有成形品（スレート、ボード、タイル等）の除去を行う場合には、技術上困難な場合を除き、切断・破砕以外の方法によることが必要となりました。
- ・やむを得ずケイ酸カルシウム板第1種を切断・破砕するときは、ビニルシートなどによる隔離と常時湿潤化することが必要となりました。
- ・石綿含有仕上げ塗材をディスクグラインダーやディスクサンダーなどの電動工具で除去する場合にも隔離及び湿潤化が必要となります（令和3年4月1日から）。

## 4 作業の実施状況の記録

(令和3年4月1日施行)

- ・石綿使用建築物等解体等作業を行ったときは、事前に作成した作業計画に従って作業を行わせたことについて、写真等の記録とともに所定事項を記入し、作業を終了した日から3年間保管することが必要となりました。

## 5 隔離した作業場所の点検

(令和3年4月1日施行)

- 石綿除去等のために隔離した作業場所については、除去等の作業開始後速やかに、集じん・排気装置の排気口からの石綿等の漏えいの有無を点検することとされていましたが、集じん・排気装置の変更や移動など、何らかの変更があった時にも点検することが必要となりました。
- 隔離した作業場所及び前室は、作業開始前に負圧に保たれているか点検することとされていましたが、**作業中断時**にも点検が必要となりました。

## 6 隔離の解除の際の措置

(令和3年4月1日施行)

- 石綿の除去作業等が終了したのちに隔離を解除する前に、十分に湿潤化することが必要とされていましたが、これに加え、石綿等に関する知識を有するもの※が除去の完了を確認した後でなければ隔離を解いてはならないこととされました。

※ 石綿等に関する知識を有するものとは、以下の者をいいます。

- 当該作業にかかる石綿作業主任者
- 建築物石綿含有建材調査者（建築物に限る）

## 7 作業の記録の項目追加

(令和3年4月1日施行)

• 石綿等の粉じんを発生する場所において常時作業に従事する者については、1か月を超えない期間ごとに作業の記録を作成し、これを作業を離れた日から40年間保管することとされています。その際の記録すべき事項に、事前調査（分析調査を含む）の結果の概要、上記4に基づく作業記録の概要、保護具等の使用状況が追加されました。

## ※大気汚染防止法も改正されます

(詳細は神奈川県ホームページ、環境省ホームページ（下記QR）を参照してください)



神奈川県HP



環境省HP